

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ駆動用電動機冷却装置の冷却水入口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
2	2号機	平成21年度（第24回）定期検査において交換した旧弁（2台）を発電所構外へ搬出する際、「構内保管品管理要領」に基づく必要書類を作成せずに搬出作業を実施していたことが認められたため、対応検討	C	
3	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）用海水入口弁の開度指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該開度指示計を点検・調整	D	
4	3号機	廃棄物処理系廃液ろ過器本体の頂部ベント弁またはドレン弁、もしくはその両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
5	3号機	廃棄物処理系廃液ろ過器の入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）室入口付近に敷設されている同系計装配管の保護用カバーの金網部に一部破損が認められたため、当該部を補修	D	
7	3号機	復水脱塩装置用陽イオン塔のドレン弁用開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
8	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（B）の出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	原子炉隔離時冷却系の定例試験において、同系ポンプ入口逃し弁にシートリークが認められたため、対応検討	C	
10	4号機	循環水系ポンプ（A）のグランド部押さえ用ボルトの4本中1本に外れ、他の2本に緩みが認められたため、当該ボルト部を点検・調整及び対応検討	D	
11	5号機	気体廃棄物処理設備建屋空調系の冷却器出口温度監視用温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・調整	D	
12	5号機	主タービンリフトポンプ（A）入口フィルタに詰まりまたは状態表示器に表示不良の可能性が認められたため、フィルタを点検・清掃及び状態表示器を点検・修理	D	
13	5号機	計装用空気系空気乾燥機（A）の送風機が過負荷により自動停止したため、当該送風機を点検・修理	D	
14	6号機	「溶接事業者検査実施要領」にて要求している溶接技能資格（社団法人 日本溶接協会より取得した溶接士資格）を有さない溶接士により、溶接事業者検査対象弁の溶接施工を実施していたことが認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	原子炉隔離時冷却系の定例試験において、同系タービン制御弁廻り保温材上部より蒸気のリーク（湯気のモヤモヤ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
16	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液タンク（A）のサンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
17	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（A）駆動用電動機の冷却水配管用ストレーナ下部接続フランジ部より水のリーク（1分間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	所内ボイラ（B）ドラムベント弁の弁箱と弁蓋の接続フランジ部より凝縮水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	集中環境施設	高温焼却炉設備用窒素ガス製造装置の空気圧縮機冷却水配管継手部より水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	その他	海生物処理設備 排水処理系凝集剤溶解槽のレベル計に動作不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで